第１章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

札幌市では2002年（平成14年）、「市民一人ひとりの健康づくりを応援する」ことを基本理念に掲げた札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」を策定しました。そして2014年（平成26年）3月には「市民が地域とのつながりの中で、健やかに心豊かに生活できる社会の実現」を基本理念に掲げた札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第二次）」を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差[1]の縮小」等を目標に、健康づくりのための様々な取組を行ってきました。

2024年（令和6年）、同計画による取組の最終評価を行った結果、成果指標として設定した109の値のうち、37の指標（指標全体の33.9%）では改善が見られたものの、30の指標（27.5%）では悪化の傾向が見られるなど、さらなる取組を進める必要があることがわかりました。

札幌市では、2022年（令和4年）に札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の「ビジョン編」を、2023年（令和5年）には「戦略編」を策定しましたが、この中では「ウェルネス（健康）」を「まちづくりの重要概念」、重要な「プロジェクト」に掲げて取組を行っていくとうたっています。

また、2023年（令和5年）5月に国から「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げた「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」が示されました。

このような状況・課題を踏まえつつ、これからの札幌市における健康づくりの取組の方向性を定めるため、札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第三次）」を策定しました。

2 計画の期間

2025年（令和7年）度から2036年（令和18年）度までの12年間とします。

中間年となる2030年（令和12年）度を目途に中間評価を行い、社会情勢等の変化も踏まえつつ、計画・取組の見直しを行う予定です。

1【健康格差】本計画においては、疾病、障がいの有無、健康への関心の有無、経済的要因など、性差・年齢差以外の健康に影響を及ぼす要因により生じる健康状態の差をいう。

3 計画の位置づけ

本計画は、国が定めた「健康日本21（第三次）」を踏まえた札幌市における「市町村健康増進計画」です。

また、札幌市の計画体系において最上位に位置づけられまちづくりの基本指針を示す「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を踏まえた個別計画に位置づけられ、他の関連計画と調和を図りつつ、主に同ビジョンが示す「まちづくりの重要概念」の一つである「ウェルネス（健康）」と、「まちづくりの基本目標」の「生活・暮らし」分野における「基本目標」の「4　誰もが健康的に暮らし、生涯活躍できるまち」に向けた取組を担います。

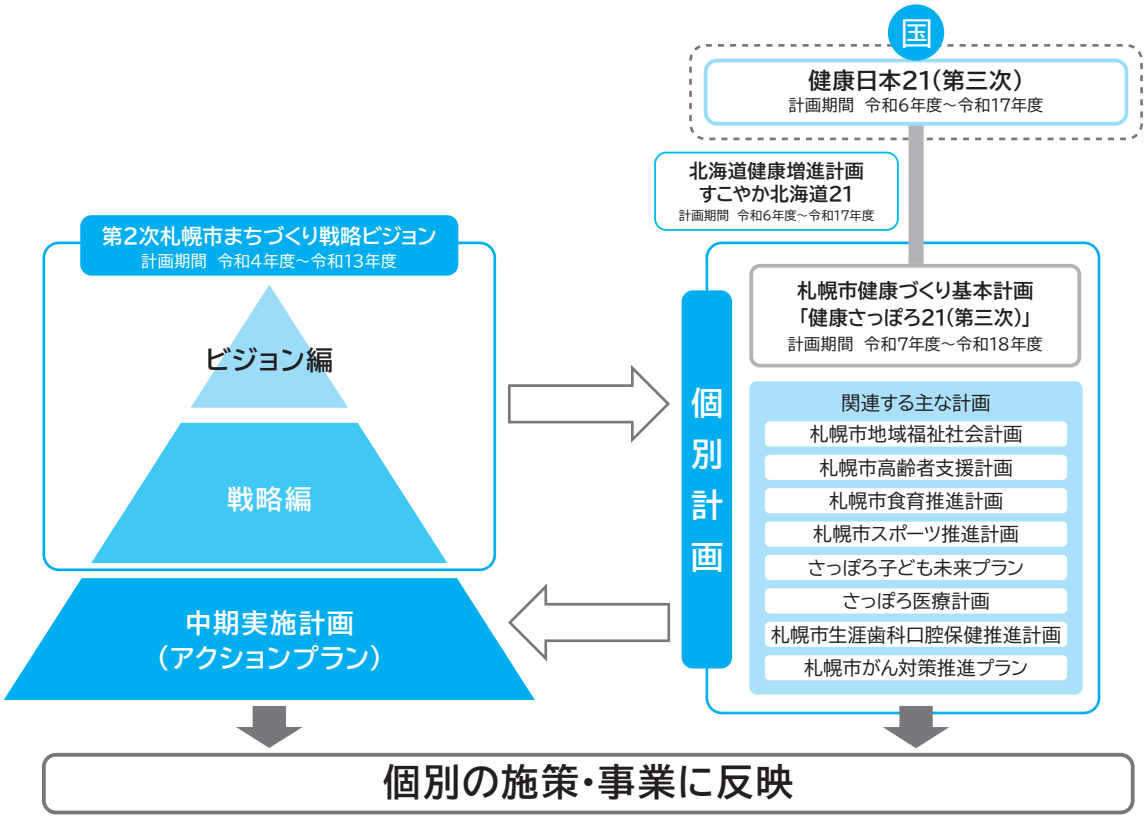

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されている2030年（令和12年）までの国際的な共通目標です。

札幌市は、2018年（平成30年）にSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市101」に選定されており、各種計画の策定や取組の実施に当たっては、SDGsの視点や趣旨を反映させることとしています。

本計画においても、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの視点をもって、特に目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとして、SDGsの視点を踏まえたものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
1 貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさも守ろう
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう